

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2023 年 4 月号

インド税務アップデート：2023 年財政法に基づく使用料及び技術上の役務に対する料金（FTS）にかかる源泉税の引上げとインド非居住者への主な影響

1. 背景

2023 年 2 月 1 日、インド国家予算案発表に際し、2023 年財政法案（Finance Bill, 2023）が財務大臣により提出され、その後、様々な利害関係者からの意見を考慮した結果、2023 年 3 月 24 日に財政法案の修正案が両院で可決され、2023 年 3 月 31 日に正式な財政法案の承認が得られた。

2023 年財政法案の主な改正点の一つは、インド非居住者がインドで得た使用料と技術上の役務に対する料金（Fees for Technical Services：以下「FTS」）に対する国内税率を引き上げるというものである。2023 年 2 月 1 日に発表された国家予算案には、本改正に関する提案はなかったため、インドから使用料／FTS を得ている各社につき、新たに留意すべきポイントとなる。

2. 現行の税制と改正内容：

現在、インドに恒久的施設（Permanent Establishment：以下「PE」）を持たない非居住者の使用料／FTS による所得は、以下の条件が満たされる場合に限り、インド国内税率を適用される結果、サーチャージ及びセスを含め、実効税率 10.92% で課税される。

- 当該納税者が、インドに所在する PE を通じてインドで事業を営んでいない、又はインドに所在する固定的な事業所から専門的サービスを提供しておらず、当該使用料又は FTS が支払われる権利、財産又は契約が有効に関連している場合
- 当該納税者が、納税者番号（PAN）を提供するか、規則で規定された関連情報を支払者に提供すること

本改正では 2023 年 4 月 1 日以降に支払うべき金額について、このインド国内の源泉税率を適用する場合、従来の 10%（実効税率 10.92%）から 20%（実効税率 21.84%）へ引き上げられた。一方で、インド非居住者は引き続き、租税条約の適用条件やその他の要件を満たすことを条件に、租税条約で利用可能な軽減税率を適用することが可能である。

3. 主な影響と今後の対応

上記を踏まえて、本改正による潜在的な影響や今後の必要な対応は、以下が想定される。

- ① 租税条約税率に基づく軽減税率を適用する場合、非居住者はインドで確定申告を行う義務が生じる
- ② 軽減税率を適用するための条件（受益者帰属など）を、関連する租税条約に従って満たす必要がある
- ③ 軽減税率を適用する場合、居住者証明書などの書類の取得及び Form-10F の電子申告を行う必要がある
- ④ 国内税率（20% + サーチャージ及びセス）が適用される場合、国内税率と租税条約による限度税率との差の範囲内で、インド非居住者の居住国において外国税額控除（Foreign Tax Credit：以下「FTC」）が否認される可能性がある
- ⑤ インドの納税者が負担する場合に追加的な税コストが生じる

以上を踏まえて、日印租税条約では、使用料と FTS に対して 10% の軽減税率が定められており、今後の取引においても租税条約上の本軽減税率を適用するために、インドからの使用料や FTS などの収入がある場合、適用に際し、インド事業に関わっているグループ会社も含め、PAN や居住者証明書の取得、所得税申告対応や Form-10F の申告など、必要な書類や

コンプライアンス対応を要件と合わせて改めて整備しておくことが重要となる。国内税率が適用される場合、日本の FTC は租税条約の限度税率である 10% が上限となるため、10% を超える部分は FTC が適用できず、税負担が増加する点に留意されたい。

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の抄訳版です。原文はこちらをご覧ください。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 International Tax and M&A

パートナー 平山 真澄 masumi.hirayama@tohmatu.co.jp

Deloitte India

シニアマネジャー 山崎 靖彦 yamazaki.ext@deloitte.com

マネジャー 庄子 雄基 yshoji@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

